

「ビキニ事件」はまだ終わっていない 労災と損失補償を求め提訴

元船員と遺族14名が 高知地方裁判所に提訴

2020年3月30日(月)、ビキニ環礁水爆実験行政処分取消等(以下「ビキニ労災訴訟裁判」)を求め一点の請求を高知地裁に提訴しました。

①「ビキニ水爆実験」の被ばくによる疾病についての船員保険上の継続療養給付又は当該疾病による死亡について遺族年金・遺族一時金(労災申請)を承認又は支給しないとする全国健康保険協会の処分の取り消し。「被告は全国健康保険協会」
②損失補償請求で、憲法29条3項(「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」)に基づく請求です。

被災船員は、違法な水爆実験で被ばくしたことから、アメリカに対して損害賠償請求権を有し



原告、弁護団、支援する会メンバーで高知地裁に提訴(3/30)

ていたところ、昭和30年の日米合意により、当該請求権を行使することができなくなった。公共のために特別の犠牲を払ったことについて、その「正当な補償」を求める請求です。↓被告は国

提訴後行われた記者会見には、国賠訴訟裁判で原告団長だった増本和馬さん(故人)の妻は今回事業として参加し「同じひめ丸で白血病で亡くなった人、闘病中の仲間のためにたまたかと話していた主人の意思を引き継ぎ頑張りたい」と決意を述べました。記者会見では、原告団長となった下本節子さんも決意と、支援を呼びかけました。(写真)



写真右から、増本美保さん(ひめ丸・遺族)、南拓人弁護団団長、下本節子さん(第七大丸・遺族)

弁護団には高知弁護士会所属 若手弁護士7名が参加

南拓人弁護士を団長に、7名の弁護団で裁判をたたかっていきます。(弁護士追加の可能性も) 弁護団会議の中では、当初の全国健康保険協会の処分取り消しだけでなく、憲法29条3項(「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」)に基づく「損失補償請求」を加え、同請求だけの原告を広げていく方針を出しました。

ビキニ国賠訴訟不当判決と労災申請却下 救済を最優先に行政訴訟へ

2016年5月9日高知地裁に提訴した「ビキニ核被災国家賠償請求訴訟」は、一審、二審とも「国が意図的に隠し続けた証拠がない。法律で被災者の調査や救済の義務も課せられていない」として、原告の訴えに「請求棄却」という不当判決ですが、判決には左記のような司法見解が示されました。

①「昭和29年3月1日から同年5月14日までの間、6回にわたり、マーシャル諸島共和国「ビキニ環礁」及びその付近において、核実験を行い、漁船員であつた原告らが被ばくした事実が認められる」と被告の事実を認定したこと

②「広島、長崎の原爆被爆者と同様の救済を求める心情を理解できる。救済の必要性は改めて検討されるべきだ」「立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかない」とうながしたことが一点です。

一方、2016年2月27日に元船員と遺族ら11名が全国健康保険協会に対して請求した労災申請に対して、全国健康保険協会は不承認を決定。

これを不服として関東信越厚生局に申し立てたが再び却下されたことから、厚労省社会保険審査会に審査請求。「公開審理」が開かれたものの、2019年9月30日「保険者の原処分を追認し、11名全員を不承認とする」通知が出されました。

以上、裁判の判決と労災申請却下の経緯から「国賠」のたたかいはさらに多くの時間を要することから上告をせず元漁船員と遺族の救済の道を拓くことを優先し、国を被告とする「損失補償請求」と、全国健康保険協会を被告とする行政処分取り消しを求め「ビキニ労災訴訟裁判」として、新たなステージとさせていただきます。



高松高裁「不当判決」(2019/12/12)

ビキニ労災訴訟を支援する会が全国に支援よびかけ 核兵器禁止条約第6条実現のさきがけのたたかい

3月30日「ビキニ労災訴訟を支援する会」が40人余りの参加で結成され、裁判への全国的支援を呼びかけました。裁判のたたかいは「ビキニ事件」を世界に発信し、世界の核実験被災者の救済を求める核兵器禁止条約第6条のさきがけの取組みとして確認し、共同代表には3名の方々に引受けていただき、顧問には広田一衆議院議員など6名の方々に。そして事務局長には松繁美和さん(高知県原水協)を参加者の大きな拍手で確認しました。



共同代表には右から間間元(はじめ)静岡生協きたはま診療所長・山下正寿太平洋核被災支援センター事務局長・色部祐社会保険労務士(いのちと健康を守る東京センター理事長)の方々。

「ビキニ労災訴訟を支援する会」問合せ

■高知県原水協

〒780-0850 高知市丸の内 2-1-10 高知城ホール

Tel/fax 088-875-9237

mail: kochigensuikyou@outlook.jp

■太平洋核被災支援センター

〒788-0785 高知県宿毛市山奈町芳奈 2779-2

Tel/fax 0880-66-1763

mail: masatosi.sky@orange.zero.jp

HP: http://bikini-kakuhisai.jet55.com

▼太平洋核被災支援センターでは、講演依頼・写真展の開催・DVD・写真集・紙芝居など、学習教材についてもご相談受付しています。